

○国土交通省訓令第 号

国土交通省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

国土交通省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国土交通省行政文書管理規則（平成 23 年国土交通省訓令第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第2条（略） 一～四（略） 五 「本省」とは、国土交通省組織令（平成12年政令第255号）に規定する本省内部部局等、施設等機関及び地方支分部局並びに国土地理院、 <u>小笠原総合事務所、自転車活用推進本部</u> 及び海難審判所をいう。 六（略） 七 「本省施設等機関等」とは、国土交通省組織令に規定する施設等機関及び地方支分部局並びに国土地理院、 <u>小笠原総合事務所、自転車活用推進本部</u> 及び海難審判所並びにこれらに準ずるものとして本省の総括文書管理者の指定するものをいう。 八～十（略） （文書管理者） 第6条（略） 2（略） 一～五（略） | 第2条（略） 一～四（略） 五 「本省」とは、国土交通省組織令（平成12年政令第255号）に規定する本省内部部局等、施設等機関及び地方支分部局並びに国土地理院、 <u>小笠原総合事務所</u> 及び海難審判所をいう。 六（略） 七 「本省施設等機関等」とは、国土交通省組織令に規定する施設等機関及び地方支分部局並びに国土地理院、 <u>小笠原総合事務所</u> 及び海難審判所並びにこれらに準ずるものとして本省の総括文書管理者の指定するものをいう。 八～十（略） （文書管理者） 第6条（略） 2（略） 一～五（略） |

六 行政文書の作成（第9条、第10条及び第11条）、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の作成（第14条第1項）等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等
（文書管理担当者）

第6条の2 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。

2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、主任文書管理者を通じ、速やかに総括文書管理者に当該文書管理担当者の役職等を報告しなければならない。

（別表第1の業務に係る文書作成）

第10条 （略）

2 前条の文書主義の原則に基づき、国土交通省内部の打合せや国土交通省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

（適切・効率的な文書作成）

第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

2 国土交通省の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、国土交通省の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 （略）

4 （略）

（保存期間）

第14条 文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、主任文書管理者を通じ、総括文書管理者に報告するものとする。

3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。

4 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等（以下「歴史公文書等」という。）に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

6 第12条第1号の保存期間の設定においては、次に掲げる類型に該当する行政文書（第4項、前項及び第7項の規定に該当するものを除く。）について、保存期間を1年未満とすることができる。

- 一 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
- 二 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
- 三 出版物や公表物を編集した文書

六 行政文書の作成（第9条、第10条及び第11条）、標準文書保存期間基準の作成（第14条第1項）等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導

（新設）

（別表第1の業務に係る文書作成）

第10条 （略）

（新設）

（適切・効率的な文書作成）

（新設）

（新設）

第11条 （略）

2 （略）

（保存期間）

第14条 文書管理者は、別表第1に基づき、標準文書保存期間基準を定めなければならない。

（新設）

2 第12条第1項第1号の保存期間の設定については、前項の標準文書保存期間基準に従い、行うものとする。

3 第1項の基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

（新設）

（新設）

四 国土交通省の所掌事務に関する事実関係の間合せへの応答

五 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

六 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

七 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

8 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

9 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

10 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

11 第8項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

（移管又は廃棄）

第21条（略）

2（略）

3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第14条第6項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第4項、第5項及び第7項に該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。

4 前項の場合において、文書管理者は、総括文書管理者があらかじめ定めた一定の期間ごとに、当該行政文書ファイル等の類型及び廃棄の時期について記録するものとする。

5 主任文書管理者又は副主任文書管理者は、前項の記録を、当該期間終了後速やかに、一括して公表するものとする。

6 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき箇所及びその理由について、具体的に記載するものとする。

7（略）

（研修の実施）

第26条（略）

2 総括文書管理者は、職員が少なくとも毎年度一回、研修を受け

（新設）

4 第12条第1項第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

5 第12条第1項第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

6 第12条第1項第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

7 第4項及び第6項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

（移管又は廃棄）

第21条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

（新設）

3 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。

4（略）

（研修の実施）

第26条（略）

（新設）

られる環境を提供しなければならない。

3 文書管理者は、職員の受講状況について、主任文書管理者を通じて、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第27条 (略)

2 職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

別表第1 行政文書の保存期間基準

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項） | 保存期間 | 具体例 |
|-------------------|--|---|-------------------|------------------------|
| 1 ～ 21 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 22 文書の管理に関する事項 | 文書の管理等 | ①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項） | 常用（無期限） | ・行政文書ファイル ・管理簿 |
| | | ②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項） | 5年 | ・受付簿 |
| | | ③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項） | 30年 | ・決裁簿 |
| | | ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。）（三十三の項） | 30年 | ・移管・廃棄簿 |
| | | ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録 | 5年 | ・廃棄の記録 |
| 23 国有財産に関する事項 | 国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分に関する重要な経緯 | ①国有財産台帳及び付属図面 | 常用 | |
| | | ②国有財産（不動産に限る。）の取得及び処分に関する決裁文書 | 30年 | ・取得決議書 ・処分決議書 |
| | | ③国有財産の貸付けその他の運用に関する決裁文書で運用期間を超えて保有することが必要な文書 | 運用終了の日に係る特定日以後10年 | ・貸付決議書 ・使用許可に関する決議書 |
| | | ④国有財産の管理及び処分（②及び③に掲げるものを除く。）に関する決裁文書又は管理及び処分に関する重 | 10年 | ・価格改定評価調書 |

(新設)

(研修への参加)

第27条 (略)

(新設)

別表第1 行政文書の保存期間基準

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項） | 保存期間 | 具体例 |
|-------------------|--------|---|---------|-------------------|
| 1 ～ 21 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 22 文書の管理に関する事項 | 文書の管理等 | ①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項） | 常用（無期限） | ・行政文書ファイル ・管理簿 |
| | | ②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項） | 5年 | ・受付簿 |
| | | ③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項） | 30年 | ・決裁簿 |
| | | ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項） | 30年 | ・移管・廃棄簿 |

| | | | | | |
|----|----------------------|------------------------------------|---|--------------------|--------------------------|
| | | | 要な実績が記録された文書 | | |
| 24 | 国際会議、国際協力・国際交流に関する事項 | (1)国際会議に関する重要な経緯 | ①国際機関に関する会議又は国土交通大臣等が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの | 30年 | ・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書 |
| | | | ②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの | 10年 | ・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書 |
| | | (2)国際協力・国際交流に関する重要な経緯 | 政府開発援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書のうち重要なもの | 10年 | ・専門家派遣実施方針 ・実施状況報告 |
| 25 | 統計調査に関する事項 | 統計調査に関する重要な経緯 | ①基幹統計調査の承認申請に関する文書 | 30年 | ・承認申請書 |
| | | | ②基幹統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書 | | ・要領 |
| | | | ③一般統計調査の承認申請に関する文書 | 10年 | ・承認申請書 |
| | | | ④一般統計調査の要領等の制定又は改廃に関する文書 | | ・要領 |
| | | | ⑤統計の集計結果に関する文書 | 30年 | ・調査報告書 |
| 26 | 契約に関する事項 | 契約に関する重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。） | 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書 | 契約が終了する日に係る特定日以後5年 | ・仕様書案 ・協議・調整経緯 |

備考

一 (略)

1～9 (略)

10 特定日 第14条第1項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了後の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

二～五 (略)

備考

一 (略)

1～9 (略)

10 特定日 第14条第7項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了後の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

二～五 (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① (略)

| 事項 | 業務の区分 | 保存期間満了時の措置 |
|--------------------------|--|--|
| 1～20 (略) | (略) | (略) |
| 21 国会及び審議会等における審議等に関する事項 | (1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。） | 以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答 |
| | (2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。） | 以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。） |
| 22 文書の管理等に関する事項 | 文書の管理等 | 以下について移管 ・移管・廃棄 |
| 23 国有財産に関する事項 | 国有財産の管理（取得、維持、保存及び運用をいう。）及び処分に関する重要な経緯 | 移管（取得決議及び処分決議のうち特に重要なものに限る。） |
| 24 国際会議、国際協力・国際交流に関する事項 | (1)国際会議に関する重要な経緯 | 移管 |
| | (2)国際協力・国際交流に関する重要な経緯 | |
| 25 統計調査に関する事項 | 統計調査に関する重要な経緯 | 移管 |
| 26 契約に関する事項 | 契約に関する重要な経緯 （1の項から25の項までに掲げるものを除く。） | 廃棄 |

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄の

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行う。

(新設)

(1) (略)

| 事項 | 業務の区分 | 保存期間満了時の措置 |
|--------------------------|--------------------------------|---|
| 1～20 (略) | (略) | (略) |
| 21 国会及び審議会等における審議等に関する事項 | (1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。） | 以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答 |
| | (2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。） | 移管（部会、小委員会等を含む。専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合に関するものを除く。） |
| 22 文書の管理等に関する事項 | 文書の管理等 | 廃棄 |

注

① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

② 「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

③ 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

④ 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のと

とおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

| 事 項 | 歴史公文書等の具体例 |
|---|---|
| 各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項 | (略) |
| 国際会議 | ・国際機関（IMF,ILO,WHO 等）に関する会議又は関係が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書 |
| (略) | (略) |
| その他の事項 | (略) |

(削る)

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

- ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

- ② 総括文書管理者は国土交通省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

- ③ 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方にに基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり

おりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

| 業 務 | 歴史公文書等の具体例 |
|--|--|
| 各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等の業務 | (略) |
| 国際会議 | ・国際機関（IMF,ILO,WHO 等）に関する会議、又は関係が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書 |
| (略) | (略) |
| その他 | (略) |

注 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(新設)

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【III】【IV】に該当する可能性が極めて高いこと

、1の【Ⅰ】【Ⅲ】【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

から、原則として移管するものとする。

(4) 上記に記載のある業務に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(新設)

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。